

2011年10月21日

建設事業者の社会保険未加入問題をどう考えるか

建設政策研究所北海道センター

国土交通省は、「今後の建設産業の再生方策を策定することを目的として」、2010年12月に建設産業戦略会議を設置し、2011年6月に「建設産業の再生と発展のための方策2011」（以下、方策2011）を発表しました。その内容については、国土交通省のホームページ¹で読むことができますが、「実施すべき対策」の一つに、「保険未加入企業の排除」が掲げられています。

図表 建設技能労働者の就労形態と社会保険等の加入状況

単位：%

		社員	直用	準直用
a. 労災保険の加入状況	加入	94.0	85.9	78.1
	未加入	1.9	5.6	7.8
	不明			6.3
	無回答	4.2	8.5	7.8
b. 雇用保険の加入状況	加入	94.9	73.2	17.2
	未加入	2.3	19.7	53.1
	不明			20.3
	無回答	2.8	7.0	9.4
c. 健康保険の加入状況	健康保険	94.4	69.0	23.5
	市町村国保	2.3	12.7	37.5
	未加入	0.5	7.0	10.9
	不明			10.9
d. 厚生年金保険の加入状況	厚生年金	92.1	56.3	4.7
	国民年金	2.8	18.3	50.0
	未加入	1.4	12.7	10.9
	不明			17.2
	無回答	3.7	12.7	17.2

注1：cの選択肢「健康保険」は、政府管掌健康保険と健康保険組合。

注2：「不明」の選択肢があるのは準直用のみ。

注3：サンプル数は社員215社、直用71社、準直用64社。

出所：建設産業専門団体連合会「技能労働者の雇用労働条件に関する調査報告書」（平成20年3月）から作成。

上の図表は、「方策2011」の資料編でも紹介されている、社会保険等の加入状況に関するデータをまとめたものです。たしかに、建設業界における各種保険等のあいまいさ、あるいは、未加入問題は調査で実際によく見聞きすることです。そして、たしかに、保険加入というルールは守られなければなりません。

¹ 国土交通省「建設産業の再生と発展のための方策2011」について」2011年6月23日付。http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13_hh_000123.html

しかしながら一方で事業者ヒアリングなどをしていると、「社会保険に加入したら会社がやっていけない」などの声も聞かれるところであり、事業者サイドの経営困難や背景にある適正単価の獲得の困難という問題を視野にいれなくてよいのか、という疑問が生じるところです。

北海道センターの理事でもあり、自営業問題に長く携わってきた三浦泰裕さんに、この問題についてどう考えたらよいのか、お話を聞きました²。



本来、強制適用事業所である小規模法人をめぐる社会保険の加入実態は、指摘の通りです。

問題は、こうした状況の背景に何が存在するのか？ということです。一言でいえば、企業が保険料の負担に耐えられない、という実態が広範囲に存在しているからです。小企業・小法人といえども、出来れば厚生年金や健康保険に入ることが、従業員はもとより自ら（個人事業者と異なり、法人の経営者も被保険者となる）にとってもよいことは、十分熟知しています。

そこで例として、社会保険未加入の会社が新規に加入するとすれば、経営上どうなるかを試算してみます。

[小規模な建設業の例]

工事収入 3500 万円、仕入・外注費 1,295 万円、一般管理費 525 万円、役員報酬 480 万円、人件費 1200 万円（300 万円×4 人）、会社の利益はゼロ

- ・この会社が、社会保険に加入すると会社の保険料負担は

月額 53,324 円+ (33,815 円×4 人) + (140 万円×0.0151) =209,724 円

年額 209,724 円×12 ヶ月=2,516,688 円

- ・保険料は、法定福利費として一般管理費です。社会保険に加入するとこの会社の一般管理費は 2,516,688 円増える事になります。この固定費を生み出すために必要な会社の工事収入を試算します。
- ・この場合、小企業のため経営者も建設現場で作業している事を前提に、役員報酬の一部(300 万円)を変動費(従業員の人件費と同様に扱う)とし、残額の 180 万円を一般管理費(固定費)とすると、一般管理費の工事収入に占める割合は、705 万円÷3500 万円=20%となります。また、一般管理費の計は 7,050,000 円+2,516,688 円=9,566,688 円となります。
- ・そこで必要な工事収入 $9,566,688 \text{ 円} \div 20\% \approx 4,780 \text{ 万円}$ となります。

² 建設政策研究所では、「社会保険等未加入企業の排除」についての国土交通省の取組みに関する見解と提言」をすでに発表していますので、あわせて参照してください。

<http://homepage2.nifty.com/kenseiken/>

- ・以上の試算により、この会社は社会保険に加入すると、工事収入をこれまでより 37% 増やさなければ、経営が成り立たないことがわかります。
- ・もちろんこの会社が、この時点で 250 万円以上の利益を上げていれば問題がありませんが、材料高の製品安、デフレ下の競争、下請け単価の切り下げなどなど、ほとんどの小法人は赤字で、この例でも社会保険に加入するには、経営者の役員報酬（給料）を半減させ労働者以下の金額にする以外には方法がなく、現実には経営者の生活がありますから、社会保険の加入は回避されることとなります。

———未加入事業者はどう対応するかはともかくとして、行政（社会保険庁）はそもそも未加入の実態をちゃんと把握できていないのでしょうか。あるいは、法人の設立登記の条件として厚生年金加入を義務付けることは無理なのでしょうか。

そもそも、税務署は、新規法人のすべてを把握しています。法務局は、新規設立の法人を秘密にしているわけではありません。社会保険庁は、法務局に聞けば分かることで、それをしていないのは、それなりの理由があつてのことです。ましてや経済法である商法や会社法に規定されている法人の設立を、厚生年金の加入届け出を条件にするなどということは、法律的にも無理だと思います。

———労働者の就労実態をクリアにすることで、源泉所得税と社会保険料の徴収を一体化して強化するという考えもあるようですが。

その考えは、「歳入庁」構想として、民主党政権下で財務省や一部の民主党議員で論議が始められています。この狙いは、税と社会保障の一体化を理由に消費税の増税を図り、そのため増える企業の滞納徴収の強化のために財務省が考えていることです。こうしたことで社会保険の加入企業が増えるわけもなく、滞納徴収の強権化で、税務当局の差し押さえと公売が広がり、企業の倒産・廃業が加速するだけで、むしろ現在も続いている小企業の減少が一層広がるだけです。

———一方で徴収を強化しつつも、他方で、保険料の支払いが困難であるという事業者には減免制度のようなものを設けるという案ではどうでしょうか。

国民健康保険、国民年金のいずれにもきわめて不十分であるが、「減免」制度があります。私たちも社会保険制度にも、当然なにがしかの「減免」制度が必要だと思っています。

保険料の減免に伴う給付の減少の問題がありますが、そもそも論として私たちは、最低保障年金の必要性を提案しています。それだけでは生活するにほど遠い基礎年金のもとで、保険料の未払い者も含めて、すべての国民の生活を保障する最低保障年金の存在が前提になってこそ、減免後の給付のあれこれも考えられるのではないかと、思います。

また、たとえなにかしかの減免処置を行っても、問題の背景にあるのは、深刻な経済問題です。強権力でことは解決をしません。大企業の横暴な経済支配を規制し、一方で、政府の中小企業支援策を拡充・徹底し、中小企業を中心に地域内循環の経済を構築することで、個別企業の経営を強め、従業員と経営者の生活を豊かにしていくこととして、社会保険制度を定着させていく必要があります。

——「方策 2011」でも、社会保険に加入している事業者とそうでない事業者とでは競争条件がイコールではないなど、「企業間の健全な競争環境の構築」を掲げて、こうした「排除」を正当化しようとする見解もみられます。

一見、公平論としては成り立ちますが、現実の巨大企業が隅々まで社会・経済を支配し、企業間格差がすべての分野に広がっている中での小零細企業の実態を無視した「自由競争」論で、結局「弱い者いじめ」の結果を生み出し、問題の本質を見誤らせる抽象的議論です。